第

5 7 1 0

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年) 平成29年 5月 15日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 登録免許税の改正

A:次のようになりました。

【解説】

平成29年の税制改正で、登録免許税の取扱いが改正(延長)になりました。

- ①土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減(平成31年3月31日まで2年延長)
 - ・所有権の移転登記 本則2.0%→軽減措置1.5%
 - ・所有権の信託の登記 本則0.4%→軽減措置0.3%
- ②住宅用家屋の所有権の保存登記 (平成32年3月31日まで3年延長) 本則0.4%→軽減措置0.15%
- ③住宅用家屋の所有権の移転登記 (平成32年3月31日まで3年延長) 本則2.0%→軽減措置0.3%
- ④住宅取得資金の貸付等に係る抵当権の設定 登記(平成32年3月31日まで3年延長) 本則0.4%→軽減措置0.1%

なお、上記②から④までの軽減措置の適用 を受けるには、登記の申請書に住宅用家屋の 所在地の市区町村長の証明書(住宅用家屋の 床面積が50㎡以上であること等の一定要件を 満たす旨の証明)を添付の上、その住宅用家 屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けな ければなりません。







